

☆★☆･･･

として、以下の監査事項及び重点事項としました。

（1）業務全般

	重点事項
①	第４期中期目標・中期計画の実施状況等について
②	内部統制システムの運用状況について
③	公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に対する対応状況について
④	監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて
⑤	その他

①②の重点事項は、国立大学法人法施行規則（平成１５年文部科学省令第５７号）及び国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する指針」（令和４年４月１日改訂）に基づき、本学での実施、運用状況について監査します。

③の重点事項は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（令和３年２月１日改正）」及び「研究活動おける不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年８月２６日策定）」に基づき、本学での対応状況について監査します。

④の重点事項は、従前の監事監査に対するフォローアップを行い、監事監査の有効性の確保を目的としています。

このほか、出資事業及び病院の運営状況等については、重点事項としていませんが、通常の業務の中で監査することとしております。

また、業務全般のデジタル化（DX 推進等）の実施状況、大学債の発行に係る実施状況及び部局等への実地調査については、今後の状況を見ながら必要に応じて、監査事項のその他において、対応を検討します。

具体的な実施時期については、各監査項目に関連する本学の運営状況及び検討状況等を勘案し、効果的な監査となるよう、通年の中で実施します。

（2）決算監査

決算監査は、本学が作成した貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査することとしております。

決算監査は、令和5年度決算終了後の令和6年6月に実施します。

監査を実施する際には、質問事項を作成してお願いすることとしております。

みなさまのご協力をお願いいたします。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/plan_report/3-5R5kanjikansa_plan.pdf



内 部 監 査 情 報

・令和5年度内部監査計画書について

監査室が行う内部監査は、内部監査基本計画に基づいて実施されます。
今年度の「内部監査基本計画書」は、5月8日に決定し5月16日の経営企画会議及び5月23日の部局長連絡会議で報告しております。
「内部監査基本計画書」には、監査の方針や今年度の重点事項等を記載しています。令和5年度においては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に関する学内外の状況を踏まえつつ、以下の4項目を重点項目（監査テーマ）として監査を実施する計画としています。

No.	重点事項（監査テーマ）	監査方法	実施予定時期
①	個人情報の管理に関する監査	オンラインを活用した実地監査により行う	令和5年8月から令和6年3月にかけて実施
②	競争的研究費の監査		
③	標準会計監査		
④	フォローアップ監査		

各監査の内容は次のとおりです。

①個人情報の管理に関する監査
日常業務における個人情報の適正な管理、情報漏洩の防止、業務のDX及びテレワーク推進に伴う個人情報の管理等、個人情報保護に関する法令及び学内規程等に基づく個人情報の管理状況について監査を実施します。

② 競争的研究費の監査
文部科学省等の資金配分機関から内部監査の実施を求められている公募型の研究費（競争的研究費）について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月改正）に基づく管理を中心に、監査を実施します。また、本学不正使用防止計画に基づき適切な研究費の管理が行われているかについて監査を実施します。

③ 標準会計監査
内部統制の整備及び不正防止を図ることを目的として、日常の会計業務における手続きや執行の適正性等について、リスクアプローチ監査を実施します。

④ フォローアップ監査
昨年度実施した4つの監査において改善要求を行った事項に関して部局等から提出された「改善計画（状況）回答書」に基づき、対応状況とその効果の検証を目的に、フォローアップ監査を実施します。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する学内外の状況を総合的に判断のうえ、
実施を取止める場合があります。

このほか、内部監査基本計画書の重点項目に限らず、社会的関心の高い事項や、想定していない事態が

発生した際に、総長が特に必要であると認めた場合には、機動的に対応し、臨時監査を実施することがあります。監査対応の準備等でお手数をおかけすることとなりますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/plan_report/3-5R5naibukansa_plan.pdf

監 査 ニ ュ ー ス

・日大、11 億円請求 「事件で損害」 元理事長らを提訴【4/1 朝日新聞】
・セクハラ教授ら処分 78 人 国公立大 5 年間で【4/2 読売新聞】
・早大と元教授に賠償命令 東京地裁 使用者責任も認める【4/7 産経新聞】
・茨城大学長を文科省が指導 付属小のいじめ巡り【4/11 朝日新聞】
・規制か活用か チャット GPT 揺れる学校現場【4/12 河北新報】
・帝京大入試で出題ミス【4/13 読売新聞】
・査読偽装 注意喚起 文科省、各研究機関に通知【4/15 毎日新聞】
・論文捏造で懲戒解雇 岡山大教授 がん治療巡り【4/18 毎日新聞】
・宮教大職員を強制わいせつ【4/18 河北新報】
・医師の3割 過労死ライン超 大学病院 教育・研究体制課題【4/19 毎日新聞】
・院生にアカハラ 東大准教授処分 停職 2 か月【4/22 朝日新聞】
・学校法人理事の罰則新設 改正私学法成立 背任や贈収賄対象【4/27 日本経済新聞】
・複数人にパワハラ 40 代病院職員出勤停止 10 日 山形大が懲戒処分【4/28 河北新報】

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「三という数字」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

ものごとのを代表する表現として、「三という数字」を使用した表現があると思います。

例えば、三大〇〇〇〇という表現では、三大景勝地として松島・天橋立・宮島、三大銘茶として宇治茶・静岡茶・狭山茶、等があります。

少し種類が異なりますが、神話にも登場する三種の神器にあやかり、戦後の高度成長期の庶民が羨望した代表的な家電を三種の神器とよんだり、徳川幕府の将軍家に次ぐ家柄で親藩の最高位の御三家にあやかり、昭和のある時代の人気歌手を御三家や新御三家などと呼んだりしたそうです。

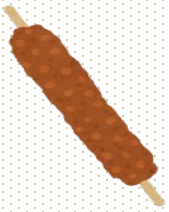
なぜ、日本では上記のような表現で「三という数字」を使用することが多いのでしょうか。

昔読んだ本の中では、そもそも「三という数字」自体が安定しているそうです。
物質的には、物を支える柱では２本や４本より、３本で支えた方が安定するそうです。また、表現的には、２つの表現では対局や対立の表現になりがちですが、３つの表現ではそのようにはなりにくく、更に、日本人が苦手な白黒をつける表現を避けるためだそうです。

他にも所説ありそうですが、私自身が理解しやすいケースとしては、３つの中で１つぐらい共感や体験等ができること最小公倍数として「３」を使用したのではないかと思います。

私自身、ものよっては三大景勝地や食べ物の場合、１つや２つまでは体験や経験をしていますが、一方では、全ての種類を達成したものはほとんどないかもしれません。
そんな私もこれから達成できそうな三大〇〇があるとすれば、世界三大料理（フランス料理、中国料理、トルコ料理）が有力そうです。
ただし、その中身としては、フランス料理はフランスパン、中国料理は麻婆豆腐、トルコ料理はシシ・ケバブとし、それも串に刺した肉料理とする程度の範囲ですが。
もっとも、同じ串に刺した肉料理であるシュラスコの違いもわからない程度ですが・・・・。






監査室　ＳＡＳより

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：新沼）
022-217-5680，4880（佐々木、熊谷、齋藤、國分、目黒）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University